

土浦市条例第　　号

土浦市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。次条において「法」という。）に基づき、土浦市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を地域全体で支え、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪等　法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- （2）犯罪被害者等　法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- （3）犯罪被害者等支援　犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるようするための取組をいう。
- （4）市民　市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者をいう。
- （5）事業者　市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う団体をいう。
- （6）民間支援団体　犯罪被害者等早期援助団体（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第23条第1項に規定する団体をいう。）その他犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- （7）関係機関等　国、茨城県その他地方公共団体、警察、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものをいう。
- （8）二次的被害　犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者又は犯罪被害者等に接する関係機関等の職員その他関係者による偏見に基づいた、又は理解若しくは配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による

過剰な取材及び報道により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、名誉の毀損、私生活の平穏の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。

(9) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

(10) 二次的被害等 二次的被害及び再被害をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、十分に配慮して行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、市、市民等、事業者及び関係機関等が相互に連携し、及び協力して推進するものとする。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等による被害を受けたときから再び平穏な生活を取り戻すために、必要な支援を途切れることなく行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、二次的被害等を生じさせることのないよう、十分に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関し、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、相互に連携を図りながら、犯罪被害者等支援のための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等支援のための施策が円滑に実施されるよう、関係機関等との連携及び協力に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次的被害等が生じることのないよう十分配慮するとともに、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないよう努めるものとする。

2 市民は、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行う

に当たっては、二次的被害等が生じることのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念に基づき、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

2 市は、前項の相談に応じて必要な情報の提供及び助言を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第8条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、見舞金の支給その他必要な支援を行うものとする。

(心理的外傷からの回復に向けた支援)

第9条 市は、心理的なケアの実施その他心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスなど犯罪等により心身が受けた影響からの早期の回復又は軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に向けた支援)

第10条 市は、従前の住居に居住することが困難となった場合における一時的な住居の提供その他居住の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

(法律相談の支援)

第11条 市は、犯罪被害者等支援に精通している弁護士による相談体制の充実その他犯罪等の被害に起因した法律問題の円滑な解決を図るため、犯罪被害者等に対し、必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第12条 市は、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が二次的被害等を受けることを防止し、その安全を確保するため、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第13条 市は、犯罪被害者等支援を適切に行うため、市の職員をはじめとした犯罪被害者等支援を担う人材の育成及び資質の向上を図るための研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(市民等及び事業者の理解促進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮及び犯罪被害者等の権利の重要性等について市民等及び事業者の理解を深めるための施策を講ずるものとする。

(教育活動の推進)

第15条 市は、学校、家庭及び地域社会と連携し、犯罪被害者等への理解を深め、二次的被害の防止等のため必要な教育活動を推進するものとする。

(市内に住所を有しない犯罪等による犯罪被害者等の支援)

第16条 市は、市外に住所を有する者が市内で起きた犯罪等により被害を受けた場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。

(民間支援団体への支援)

第17条 市は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(意見等の把握)

第18条 市は、犯罪被害者等支援を適切に行うため、犯罪被害者等からの意見及び要望を把握するよう努めるものとする。

(支援を行わぬことができる場合)

第19条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるときは、犯罪被害者等に対する支援を行わぬことができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。